



交通安全情報

令和元年11月20日
道警函館方面本部
交通課

～ ストップ・ザ・交通事故 ～

運転中のスマホ使用 罰則強化!!

令和元年12月1日に「道路交通法の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、運転中のスマートフォン等の使用に対する罰則が強化されます。

罰則強化の内容

○ 携帯電話使用等(保持)・・・ 通話(保持)、画像注視(保持)する行為

罰則	・・・	5万円以下の罰金
反則金		
大型	・・・	7千円
普通	・・・	6千円
二輪	・・・	6千円
原付	・・・	5千円
点数	・・・	1点



罰則 ・・・ 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

反則金

大型	・・・	2万5千円
普通	・・・	1万8千円
二輪	・・・	1万5千円
原付	・・・	1万2千円
点数	・・・	3点

○ 携帯電話使用等(交通の危険)・・・ 通話(保持)、画像注視(保持)、画像注視(非保持)することによって交通の危険を生じさせる行為

罰則	・・・	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
反則金		
大型	・・・	1万2千円
普通	・・・	9千円
二輪	・・・	7千円
原付	・・・	6千円
点数	・・・	2点



罰則 ・・・ 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

反則金

・・・ 適用なし
(反則金制度の対象外となりすべて罰則の対象に)

点数 ・・・ 6点(免許停止)

絶対ダメ!!運転中ながらスマホ